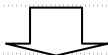


パブリックコメント手続の主な流れ

1 計画や条例等の素案を作成



2 パブリックコメント実施予告

【予告事項】 素案の公表時期と場所、意見の提出方法と期間、素案の簡単な内容など

【周知方法】 市広報誌、ホームページ等でお知らせする。



3 素案の公表

【公表場所】 担当課窓口、市役所 1 階市政資料コーナー、市内公共施設など、パブリックコメント実施機関（担当課等）が指定した場所での閲覧又は配布します。また、市のホームページに掲載する。

【公表期間】 30 日以上とする。



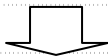
4 意見の募集

【募集期間】 公表の日から 30 日以上の間

なお、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、その理由を提示して期間を短縮する場合があります。

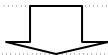
【提出方法】 実施予告時に選択した次のいずれかの方法

（ 1 ）書面（ 2 ）郵便（ 3 ）電子メール（ 4 ）その他
提出時には住所、氏名を必ず記入。



5 提出された意見の取り扱い

提出された意見を考慮し市として最終的な意思決定をする。



6 最終案と意見に対する市の考え方を公表

【公表事項】 最終案と提出された意見の概要と、その意見に対する市の考え方

【公表方法】 実施機関（各課）が指定した場所や市ホームページなどで公表する。

個別の回答はしない。

【公表期間】 30 日以上とする。